

経済的な不安がある方にも、適切な治療を受けていただくために

無料低額診療事業のご案内

無料低額診療事業とは・・・

社会福祉法第2条第3項に基づいて、経済的理由により適切な医療などを受けられない方々に対して、安心してよい治療を受けていただくため、窓口の支払いを無料または低額で診療をおこなう事業です。

○どんな人が利用できるの？

この制度を利用することができるのは当診療所で治療を受けられる方で、経済的な理由で診療費の支払いが困難な方です。但し、所得状況について一定の基準があります。

○利用するには？

当診療所の受付へご連絡ください。担当者がまずお話を伺います。それから審査をしたうえで、減免額が決定されます。ただ、治療を受けていただくことが優先ですから、減免が決まらなくても診療を受けていただき、支払いについてはご相談できます。

○対象となる診療費は？

当医療機関での診療費に限ります。

○減免の申請に必要なものは？

基準を満たしているかを判断するため、給与明細や預金通帳などで所得や資産・保険などの確認をさせていただきます。あらかじめご了承ください。



社会医療法人社団 千葉県勤労者医療協会

花園診療所

千葉市花見川区花園 2-8-23

電話 043-272-7200(担当 鹿毛)